

經濟論叢

第十四卷 第六號

故名譽教授神戸正雄博士遺影および筆蹟・原稿

統計学=社会科学的認識手段論の 問題点……………	大橋隆憲	1
資本主義の運動法則における 論理的なものゝ歴史的なもの(=)…	吉村達次	17
急速稅務減価償却をめぐる 所得稅會計の保守主義……………	高寺貞男	37
ヘンリ・ジョージについての一考察…	北沢康男	55
ソースタイン・ヴェブレンに関する 一研究……………	中山大	68
神戸正雄先生による 再保險特約方式の輸入……………	佐波宣平	85

記事

神戸先生御逝去……………	91
追憶文……………	96

新村出	井藤半弥	本庄榮治郎	小島昌太郎
石川興二	蜷川虎三	大谷政敬	小山田小七
堀江保藏	島恭彦	松井消	

昭和三十四年十二月

京都大學經濟學會

神戸正雄先生による再保険特約方式の輸入

佐 波 宣 平

概、いまでは取りかえしのつかぬ或る結果を生じている。ここに、その由来を記したい。

一

京都大学経済学会の或る席上で当時まだ現役の教授であられた神戸正雄先生が次のように語られたことがある。「自分の研究室に時おり来客があるが、誰方も立ったままで用談をすまされる。椅子におかけなさい、と申すのだが、椅子に腰をおろしてゆっくり話してゆかれる客はほとんどない。」云々。

これは神戸先生の対人関係の一面を告げるものとして甚だ貴重である。先生があまり偉すぎたために皆が遠慮して、つい、先生との交際に或る距離をおくようになるのかも思われるが、また、先生の人柄にもよるところがあるように思われる。かく申す私ごときも、先生の教え子の一人でありながら、先生をお訪ねしたのは研究室へ数回、お宅へ二回、しかも、大抵、公務上の用件に關してであつて、打ちとけて先生から人生觀その他個人的なお話を承つたことは一度もない。このため、非常に遺

憾、いまでは取りかえしのつかぬ或る結果を生じている。ここに、その由来を記したい。

神戸正雄先生は、以下に記すように、再保険特約 (Census-ance treaty; Generalrückversicherung) の方式を日本に輸入せられ特筆すべき功績をのこされた日本損害保険業にとつての一大恩人である。このこと、世間にはほとんど知られていない。一つには、それが保険殊に再保険という著しく限定された分野に属するゆえであり、一つには、先生独特の人柄として名利に裏に超然、御自分の業績について自ら少しも口にされるところがなかつたゆえかと思われる。この関連は、先生を知る者には多言を要せずして納得できるはずであるが、ここに、今は亡き先生の業績をしのびこれを世につたえるために、簡単なながら、この方面における先生の貢献を紹介したい。ただ、先生生前の御氣持からすれば余計な世話をするような結果になりはしないかと恐れるものである。

II

イギリスはロンドンの Birch Lane 二十五番地に再保険ブローカー専門の会社として Sterling Office Limited があり、その創立五十周年を記念して、一九二七年に、

A History of Reinsurance with Sidelights on Insurance (再保険の歴史——保険を側面から見たる——)

という書物(二七〇ページ)が発行された。この編集にあつたのは C. E. Golding という再保険学者。日本でも、彼の名前はその著 *The Law and Practice of Reinsurance, London, 1937.* によって少しは知られている。

ところで、この著書「再保険の歴史」は類のきわめて少ない再保険史の文献のうちでも特に貴重なドキュメントであつて、その付録にも有益な資料が多数写真でおさめられている。私の手許にあるのは、その第二版(一九三一年)。第一版第三版とも限定私版。私の蔵書には No. 208 の番号がうたれている。

かまらな次第で、この書物を所持しているのは、公私を問わず、日本では極めて少数ではないかと思われる。よつて、まづ本稿に必要な箇所を、原文のまま、掲げたい。(なかで、神戸正雄先生を“Mr. Masso Kambe”としているのも原文のままである。)

There seems little doubt that the treaty developed

much earlier in Europe than in other parts of the world. In Japan, for example, it seems to have been entirely unknown prior to the twentieth century. No native reinsurance company existed in that country prior to 1907 when the Tomei Company was established. The effect of the disastrous conflagration in Osaka in 1909 seems to have opened the eyes of the Japanese Insurance Companies to the need for the protection which the treaty system bestows, and from about that time onwards, a number of treaties were placed by Japanese companies with offices outside their own country.

The first treaty known to have been entered into in that country, was a contract between the Yokohama Insurance Company and the Commercial Union Assurance Company, dated 10th October, 1904. The original treaty was destroyed in the great Japan earthquake of the 1st September, 1923, but a copy has been supplied through the kindness of the Commercial Union. This treaty was transferred by the Yokohama to the Liverpool and London and Globe Insurance Company in November, 1908. A further introduction

of treaties into Japan was brought about through the instrumentality of Dr. Schultz, for many years general manager of the South German Reinsurance Company. That gentleman has very kindly placed at our disposal some notes on the subject. It appears that a certain Mr. Masso Kambe, Professor of National Economy at the University of Kyoto, was in Germany studying economic conditions, and, on the invitation of Dr. Schultz, he turned his attention also to the study of reinsurance. On Professor Kambe's return to Japan in the autumn of 1910, he communicated the results of his researches to the Japanese Minister of Commerce. This was shortly after the close of the Russo-Japanese war, when the rapidly developing industrial situation in Japan made necessary for the native insurance offices some more efficient means of reinsurance than they had possessed up to that time, if they were to hold their own with the increasing pressure of foreign competition. The Minister of Commerce, evidently realising this fact, drew the attention of the Japanese companies to the possibilities of reinsurance in Germany, as reported by Professor

神戸三雄先生による再保険特約方式の輸入

Kambe. As a result the Kyodo Fire Insurance Company, then of Tokio, but now having its headquarters in Osaka, approached Dr. Schultz, who thereupon paid a visit to Japan, and in due course completed a fire treaty between his company, the South German, and the Kyodo. This was regarded as a venturesome undertaking by reason of the prevailing conditions in that country, and the abnormal risk of catastrophe. On this account, only one line of the treaty was placed, but this was increased to two lines, and extended also to marine business in the following year, 1912.

〔再保険〕特約の方式が世界の他のどの土地におけるよりもヨーロッパにおいてずっと早く発達したことは、疑いの余地がないと思われる。たとえば、日本では、第20世紀以前には、再保険特約の方式は全然知られてなかったようである。1907年〔明治40年〕に、東明〔火災海上保険〕会社が設立されたが、それ以前には、日本土着の再保険専門会社は全然見られなかった。その後、1909年〔明治42年〕、大阪〔市、北区〕に大火があり、この惨害が契機になって、再保険特約の制度による損害カヴァの効果の必要性が日本の保険会社にも判かってきたととくである。その時以来、

第八十四卷 四六九 第六号 八七

日本の保険会社は外国の保険会社との間に再保険特約の関係をむすぶようになった。

日本で最初の再保険特約は横浜〔火災海上〕保険会社と〔イギリスの〕Commercial Union Assurance Companyとの間に締結された。それは1904年10月10日付の契約であって、この日本最初の再保険特約は1923年9月1日に生じた日本の〔関東〕大震災によって中断されている。ただし、この契約の写しはCommercial Unionの好意によって吾々の利月に供された。ちなみに、この再保険特約は1908年11月以後は横浜〔火災海上〕からLiverpool and London and Globe Insurance Companyに移っている。ところで、その後における再保険特約方式の日本への輸入紹介はSouth German Reinsurance Company〔Süddeutsche Rückversicherungs-Gesellschaft〕の総支配人を数年間つとめたSchultz博士によるものであって、この紳士は、非常に親切にも、関係記録文書の若干を吾々に提供してくれた。これによれば、京都大学経済学教授神戸正雄氏という人(a certain Mr. Masso Kambe)が、当時、経済視察研究のためドイツに滞在していて、Schultz博士の勧めにしたがい、再保険の研究に意を注ぐことになった。1910年〔明治43年〕^{*}、神戸教授は帰国のうえ、彼の調査の結果を日本の商務大臣に報告した。日露戦争後まもない当

時、日本では産業が急速に発展しつつあり、ために、もし外国語会社の競争圧力に抗して行くとすれば、日本土着の保険会社として、どうしても、在来の仕方よりも相当により効果的な再保険の方式が必要とされた。商務大臣は、こうした実情を明確に認め、日本の保険会社の各社をして神戸教授の報告にあるようなドイツ流の再保険機構に注意を向けしめた。その結果、共同火災保険会社——当時は東京に、現在は大阪に本社——では、当時日本を訪問中であったSchultz博士と交渉を持ったうえで、後しばらくしてSchultzの会社であるSouth Germanと共同火災との間に火災〔再保険〕特約の締結に成功した。ただし、当時の日本の諸事情および日本での大災害の異常危険を勘察してこの特約はかなり冒険的な試みだと見られた。ために、当初はわずか1ラインの特約しか成立しなかったが、後に2ラインに増大し、翌1912年〔明治45年〕には海上保険の分野にもこれが拡大して行った。

*ここでC. E. GoldingまたはSchultzは日付の過誤を犯している。神戸正雄先生の第1回海外出張(留学)は1904年(明治37年)8月2日から1907年(明治40年)7月2日に及んでいる。したがって、先生の帰朝についての上記は3年あまりおそくなっている。

これ以上にわたる引用は紙幅の都合で割愛せざるを得ない。

また、当時の日本再保険市場の客観的事情についての詳細は佐波「再保険の発展」（昭和十四年有斐閣）の第十章「日本再保険市場の構成」を参照されたい。

上記のように、神戸正雄先生は、先生第一回の海外留学中に、ドイツで前記 *Seintlitz* 博士の協力のもとに再保険特約について研究せられ、御帰朝の後、その結果を日本政府に報告、よって、当時の日本には事例のきわめて稀であった再保険特約方式の輸入・発達に貢献されている。

再保険の方式としては、個別的（任意的）方式と一般的（義務的）方式の二つが区別せられるが、経済の発達とともに危険（付保）価額が増大を告げてくると、在来の単純な個別的（任意的）方式だけでは、到底、大きな保険需要を十分に消化できない。いきおい、一般的（義務的）方式が要請せられている順になる。ここに言う「一般的（義務的）再保険」がイギリス流の用語にしたがえば「再保険特約」(reinsurance treaty)であって、日露戦争中または直後に於けるドイツ留学中に、はやくも、この新方式の重要性に着眼せられた先生の達識には敬服を禁じえない。一般の学者には容易になじめない再保険、わけでもその特有方式である再保険特約の意義を手早く呑み込みそ

の研究に向かわれた先生の学問的視野のひろさには驚きのほかない。現今でこそ、再保険特約方式を欠いては再保険市場、したがって損害保険市場全般の成立、存続はほとんど不可能になつていて、再保険特約の重要性についても相当に認知されているけれども、神戸先生の場合は、日露戦争中または直後、業界ですらこの特有の方式については殆んど知ることのなかつた時代においてのことである。

ところで、私は、昭和十四年六月、それ以前の数年にわたる自分の再保険研究をまとめて「再保険の発展」を出版、これを神戸先生に贈呈した。当時、先生は遺暦定年制によつて御退官、私はこの一書をたずさえ先生のお宅（左京区浄土寺西田町）にお伺して、この著書「再保険の発展」の二六六―二六七ページに記されてある「我が京都帝大名誉教授神戸正雄博士はこの再保険協約の生みの親である」云々の個所を先生に見ていただいた。そして、実は、この著書を出版するまえに、自分としては、先生がドイツ御留学中に再保険特約について調査研究せられその結果を御帰朝のち日本政府に報告になつた経緯をお質ねすべきであつた旨を先生に申しあげた上、そこで、改めて、C. E. Golding が記している当時の事情について先生の御記憶にあるところをお聴かせねがいたい、とお願ひした。しかるに、神戸先生は、お宅の玄関に立ったまま、例のごとくに沈思黙想、一言もしやべられない。そこで、私の方が大いに恐縮、早々に

いとませざるを得なかった。以来二十年の歳月が経過しておりその間、先生にお会いしたことも幾回か知れない。だから、私さへ押しつよく先生にお質ねすれば、当時の事情について貴重なお話をお聴きできたはずであるが、先生の例のごとき沈黙黙想のお姿に接するであらう機会を私の方で避けたため、遂に今では取りかえしのつかぬ結果になってしまった。日本再保険史

にとつて極めて貴重な資料を努力すれば先生から得られたであろうにも拘らず、みすみす、私の引込思案によって、自ら放棄したことになった。いま、神戸先生の訃に接し、先生追慕の情とともに叙上のごとく遺憾の念を新にしている。

(一九五九、一〇、二三)